

平成29年5月19日

各位

株式会社北陸銀行

タブレット端末を利用した投資信託取引申込受付開始について

北陸銀行（頭取 庵 栄伸）では、平成29年5月15日（月）より、タブレット端末を利用した投資信託取引のお申込受付を開始いたしました。

従来、窓口で投資信託をご購入いただく際は、数種類の申込関係書類をご記入いただく必要がありましたが、タブレット端末を利用することで申込関係書類を削減し、お客さまのご記入負担の軽減を実現いたしました。

また、お客さまの金融資産の保有状況をタブレット端末の画面で表示する機能も搭載することで、お客さまへ付加価値ある資産運用のご提案も可能となりました。

今後とも「お客さま本位」に向けた取り組みを行い、資産運用のご相談に親身になってお応えしてまいります。

記

1. 受付開始日 平成29年5月15日（月）
2. 受付営業店 ローンプラザを除く全営業店
3. 受付業務 投資信託取引
（ご購入、ご解約、積立投信（ご新規、変更、解除））

以上

【本件に関する照会先】

リテール推進部 金融商品推進G

TEL 076-423-7111

投資信託に関する留意点

●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。●投資信託は、元本・分配金が保証された商品ではありません。●投資信託は、次の要因によりお受取額が投資元本を下回ることがあります。◎組み入れ有価証券（株式・債券等）等の値動き（価格変動リスク）があります。◎組み入れ有価証券（株式・債券等）等の発行者の信用状態の悪化によるリスク（信用リスク） 国情・財務状況等の変化およびそれらに関する外部評価の変化等によるリスク（カントリーリスク）があります。◎外貨建て資産に投資するものは、この他に為替相場の変動によるリスク（為替変動リスク）があります。《詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。》●投資信託のお申し込みにあたっては、当行所定の申込手数料がかかるほか、保有期間中には信託報酬がかかります。また一部ファンドには、換金時に信託財産留保額が基準価額から差し引かれるものがあります。●お申込手数料は、お申込金額（1口あたりの基準価額×お申込口数）に対しての料率です。お支払総額は、お申込金額にお申込手数料額および手数料金額に係る消費税相当額を加えた金額です。●信託財産留保額は、基準価額に各ファンド所定の料率を乗じて計算されます。詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。●一部のファンドには、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。●お申込手数料・信託報酬等は銘柄によって異なり、またお客さまの負担となる手数料等の合計額は、お客さまの運用期間等によって異なるため、事前に表示することはできません。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●北陸銀行で購入された投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は設定・運用を投信会社が行う商品です。●お申し込みの際は、購入されるファンドの最新の目論見書および目論見書補完書面等をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。目論見書等は北陸銀行の本支店等にご用意しております。

株式会社北陸銀行 登録金融機関：北陸財務局長（登金）第3号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

別紙

ご参考(金融資産保有状況の画面サンプル:株式会社QUICK提供)

